

第 177 期 決 算 公 告

2025年6月27日

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行
取締役頭取 西塚 英樹

貸借対照表（2025年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 預 け 金	107,697	預 金	1,094,661
現 金	22,137	当 座 預 金	44,957
預 け 金	85,560	普 通 預 金	664,979
有 価 証 券	110,850	貯 蓄 預 金	1,195
国 債	20,049	通 知 預 金	3,332
社 債	16,306	定 期 預 金	366,583
株 式	6,295	定 期 積 金	11,194
そ の 他 の 証 券	68,199	そ の 他 の 預 金	2,418
貸 出 金	962,089	譲 渡 性 預 金	2,820
割 引 手 形	3,208	借 用 金	23,900
手 形 貸 付	26,953	借 入 金	23,900
証 書 貸 付	833,996	そ の 他 負 債	9,591
当 座 貸 越	97,931	未 決 済 為 替 借	348
そ の 他 資 産	5,823	未 払 法 人 税 等	133
未 決 済 為 替 貸	247	未 払 費 用	1,031
前 払 費 用	0	前 受 収 益	491
未 収 収 益	812	従 業 員 預 り 金	272
リ ー ス 投 資 資 産	2,909	給 付 補 填 備 金	1
そ の 他 の 資 産	1,854	資 産 除 去 債 務	95
有 形 固 定 資 産	10,534	そ の 他 の 負 債	7,217
建 物	3,595	賞 与 引 当 金	340
土 地	5,728	睡眠預金払戻損失引当金	38
建 設 仮 勘 定	4	偶 発 損 失 引 当 金	803
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,205	繰 延 税 金 負 債	352
無 形 固 定 資 産	862	再評価に係る繰延税金負債	773
ソ フ ト ウ ェ ア	696	支 払 承 諾	5,168
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	166	負 債 の 部 合 計	1,138,449
前 払 年 金 費 用	4,541	（ 純 資 産 の 部 ）	
支 払 承 諾 見 返	5,168	資 本 金	24,000
貸 倒 引 当 金	△ 24,890	資 本 剰 余 金	28,487
		資 本 準 備 金	24,000
		そ の 他 資 本 剰 余 金	4,487
		利 益 剰 余 金	652
		そ の 他 利 益 剰 余 金	652
		繰 越 利 益 剰 余 金	652
		株 主 資 本 合 計	53,139
		その他有価証券評価差額金	△ 10,544
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,632
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 8,911
		純 資 産 の 部 合 計	44,228
資 産 の 部 合 計	1,182,677	負債 及び 純資産の部 合計	1,182,677

損益計算書

(2024年 4月 1日から
2025年 3月 31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		17,083
資 金 運 用 収 益	12,530	
貸 出 金 利 息	11,785	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	394	
預 け 金 利 息	350	
そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役 務 取 引 等 収 益	3,249	
受 入 為 替 手 数 料	745	
そ の 他 の 役 務 収 益	2,504	
そ の 他 業 務 収 益	1,080	
国 債 等 債 券 売 却 益	0	
そ の 他 の 業 務 収 益	1,080	
そ の 他 経 常 収 益	222	
償 却 債 権 取 立 益	42	
株 式 等 売 却 益	61	
そ の 他 の 経 常 収 益	118	
経 常 費 用		16,683
資 金 調 達 費 用	826	
預 金 利 息	744	
譲 渡 性 預 金 利 息	4	
借 用 金 利 息	74	
そ の 他 の 支 払 利 息	1	
役 務 取 引 等 費 用	1,286	
支 払 為 替 手 数 料	247	
そ の 他 の 役 務 費 用	1,038	
そ の 他 業 務 費 用	986	
国 債 等 債 券 売 却 損	0	
国 債 等 債 券 償 還 損	31	
そ の 他 の 業 務 費 用	954	
営 業 経 費	11,332	
そ の 他 経 常 費 用	2,252	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,082	
貸 出 金 償 却	197	
株 式 等 売 却 損	18	
株 式 等 償 却	471	
そ の 他 の 経 常 費 用	483	
経 常 利 益		399

(単位：百万円)

科 目	金 額	
特 別 利 益		210
固 定 資 産 処 分 益	210	
特 別 損 失		226
固 定 資 産 処 分 損	60	
減 損 損 失	166	
税 引 前 当 期 純 利 益		384
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	21	
法 人 税 等 調 整 額	△ 137	
法 人 税 等 合 計		△ 116
当 期 純 利 益		500

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 3年～6年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、3年間の均等償却を行っております。

なお、繰延資産は、その他資産に含めて計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権につ

いては、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,348百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

8. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フロー

を固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

10. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

11. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託(上場投資信託を除く。)の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」の「国債等債券償還損」として計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 24,890百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「7. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

会計上の見積りの変更

退職給付に係る会計処理において、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数は、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当事業年度より費用処理年数を9年に変更しております。この結果、従来の費用処理年数によった場合に比べ、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は、301百万円減少しております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 4,205百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中のリース投資資産、未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）等であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	15,494百万円
危険債権額	41,545百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	389百万円
合計額	57,430百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,208百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	5,305百万円
現金預け金	7百万円
貸出金	92,466百万円
担保資産に対応する債務	
預金	425百万円
借用金	23,900百万円

上記のほか、為替決済、金融派生商品取引等の担保として、有価証券14,655百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金370百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、140,947百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が140,947百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,369百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 15,764百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 995百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 16,318百万円であります。

10. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額 88百万円

11. 関係会社に対する金銭債権総額 3,059百万円

12. 関係会社に対する金銭債務総額 1,286百万円

13. 単体自己資本比率（国内基準） 8.49%

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	30百万円
役務取引等に係る収益総額	20百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	5百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	77百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	820百万円
その他の取引に係る費用総額	－百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当行が保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

減損損失 (単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土地	山形県	52
営業用店舗	建物	山形県	54
賃貸	土地	山形県	14
遊休	土地	山形県	1
遊休	建物	山形県	44
合計			166

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。賃貸資産は、賃貸物件毎にグルーピングを行っております。

なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

有価証券に関する注記

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2025年3月31日現在）

当該事項はありません。

2. 満期保有目的の債券（2025年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国債	20,049	18,884	△1,164
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	20,049	18,884	△1,164
合計		20,049	18,884	△1,164

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	4,205
関連法人等株式	—

4. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	471	279	192
	債券	1,699	1,695	4
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,699	1,695	4
	その他	1,036	952	83
	小計	3,207	2,927	280
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	316	352	△36
	債券	14,607	14,830	△223
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	14,607	14,830	△223
	その他	66,315	76,900	△10,584
	小計	81,239	92,082	△10,843
合計		84,446	95,009	△10,563

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	1,300
組合出資金	847

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	325	61	18
債券	846	0	0
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	846	0	0
その他	—	—	—
合計	1,171	61	18

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金（注）	4,504	百万円
貸倒引当金	7,714	
退職給付引当金	382	
減価償却	150	
その他有価証券評価差額金	3,342	
その他	1,019	
繰延税金資産小計	17,114	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△4,504	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△11,819	
評価性引当額小計	△16,324	
繰延税金資産合計	789	
繰延税金負債		
資産除去費用の資産計上額	10	
前払年金費用	1,131	
繰延税金負債合計	1,141	
繰延税金資産（負債）の純額	△352	百万円

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 6年以内 (百万円)
税務上の繰 越 欠 損 金 (※)	—	403	—	—	—	965
評価性 引当額	—	△403	—	—	—	△965
繰延税金 資 産	—	—	—	—	—	—

	6年超 7年以内 (百万円)	7年超 8年以内 (百万円)	8年超 9年以内 (百万円)	9年超 10年以内 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰 越 欠 損 金 (※)	—	—	2,309	826	4,504
評価性 引当額	—	—	△2,309	△826	△4,504
繰延税金 資 産	—	—	—	—	—

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たりの純資産額	50 円 28 銭
1 株当たりの当期純利益金額	0 円 56 銭

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	きらやかカード株式会社	100% (－)	債権被保証	被保証	△3,875	－	－
				支払保証料(注)	77	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 保証料率については、代弁率を基礎として、每期交渉の上決定しております。また、当事業年度末における債権被保証残高は20,664百万円であります。

3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注1)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社五十嵐会計事務所(注2)	山形県米沢市	3	会計事務所	－	金銭貸借関係	貸付金の返済 利息の受取	3 0	貸出金	28

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 融資取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注2) 有限会社五十嵐会計事務所は、社外取締役監査等委員五十嵐正明氏及びその近親者が議決権の過半数を保有しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

第 177 期 決 算 公 告

2025年6月27日

山 形 県 山 形 市 旅 籠 町 三 丁 目 2 番 3 号
株 式 会 社 き ら や か 銀 行
取 締 役 頭 取 西 塚 英 樹

連結貸借対照表（2025年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	107,729	預 金	1,093,412
有 価 証 券	106,773	譲 渡 性 預 金	2,820
貸 出 金	959,503	借 用 金	31,336
リース債権及びリース投資資産	11,306	そ の 他 負 債	11,566
そ の 他 資 産	9,753	賞 与 引 当 金	377
有 形 固 定 資 産	10,589	退 職 給 付 に 係 る 負 債	147
建 物	3,578	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	38
土 地	5,728	偶 発 損 失 引 当 金	803
建 設 仮 勘 定	4	繰 延 税 金 負 債	581
その他の有形固定資産	1,276	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	773
無 形 固 定 資 産	938	支 払 承 諾	5,168
ソ フ ト ウ ェ ア	763	負債の部合計	1,147,026
その他の無形固定資産	174	(純 資 産 の 部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	5,091	資 本 金	24,000
繰 延 税 金 資 産	202	資 本 剰 余 金	27,287
支 払 承 諾 見 返	5,168	利 益 剰 余 金	1,326
貸 倒 引 当 金	△ 25,787	株 主 資 本 合 計	52,613
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 10,532
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,632
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	324
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 8,575
		非 支 配 株 主 持 分	203
		純資産の部合計	44,241
資産の部合計	1,191,268	負債及び純資産の部合計	1,191,268

連結損益計算書

(2024年 4月 1日から
2025年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		22,496
資 金 運 用 収 益	12,584	
貸 出 金 利 息	11,832	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	400	
預 け 金 利 息	351	
そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役 務 取 引 等 収 益	3,580	
そ の 他 業 務 収 益	1,083	
そ の 他 経 常 収 益	5,246	
償 却 債 権 取 立 益	42	
そ の 他 の 経 常 収 益	5,204	
経 常 費 用		21,864
資 金 調 達 費 用	895	
預 金 利 息	744	
譲 渡 性 預 金 利 息	4	
借 用 金 利 息	139	
そ の 他 の 支 払 利 息	7	
役 務 取 引 等 費 用	1,388	
そ の 他 業 務 費 用	987	
営 業 経 費	11,854	
そ の 他 経 常 費 用	6,738	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	887	
そ の 他 の 経 常 費 用	5,850	
経 常 利 益		631
特 別 利 益		210
固 定 資 産 処 分 益	210	
特 別 損 失		226
固 定 資 産 処 分 損	60	
減 損 損 失	166	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		616
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	56	
法 人 税 等 調 整 額	△ 31	
法 人 税 等 合 計		24
当 期 純 利 益		591
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		28
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		619

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 5社

会社名

- ・きらやかカード株式会社
- ・きらやかリース株式会社
- ・きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社
- ・山形ビジネスサービス株式会社
- ・株式会社 JimoTec

なお、株式会社 JimoTec は、当行が 2024 年 4 月 1 日付で全株式を取得したことにより当連結会計年度から連結しております。

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日（3月末日）と一致しております。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15 年 ～ 50 年

その他 3 年 ～ 6 年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,348百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計

上しております。

なお、当連結会計年度は、支給見込額が零であるため計上しておりません。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 重要な収益及び費用の計上基準

- ① 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
- ② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- ③ クレジットカード業を営む連結される子会社における受取保証料（役務取引等収益）については、当連結会計年度末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額（契約に基づく金額）を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産及び負債はありません。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公

認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を適用しておりません。

- (14) 関連する会計基準等の定めが明らかなでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
投資信託(上場投資信託を除く。)の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」として計上しております。

未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 25,787百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

(3) 翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年

度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

会計上の見積りの変更

退職給付に係る会計処理において、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数は、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11 年）で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当連結会計年度より費用処理年数を9年に変更しております。この結果、従来 of 費用処理年数によった場合に比べ、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益は、301 百万円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

- 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、リース債権及びリース投資資産、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）等であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	15,902百万円
危険債権額	41,912百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	389百万円
合計額	58,204百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,208百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	5,305百万円
現金預け金	7百万円
貸出金	92,466百万円
担保資産に対応する債務	
預金	425百万円
借用金	23,900百万円

上記のほか、為替決済、金融派生商品取引等の担保として、有価証券14,655百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金384百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、140,092百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が140,092百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,369百万円

6. 有形固定資産の減価償却累計額 16,631百万円
7. 有形固定資産の圧縮記帳額 995百万円
8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は16,318百万円であります。
9. 当行の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額 91百万円
10. 連結自己資本比率（国内基準） 8.30%

連結損益計算書に関する注記

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 211 百万円、株式等償却 513 百万円及び株式等売却損 18 百万円を含んでおります。

2. 減損損失

当連結会計年度において、当行が保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

減損損失			(単位：百万円)
用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土地	山形県	52
営業用店舗	建物	山形県	54
賃貸	土地	山形県	14
遊休	土地	山形県	1
遊休	建物	山形県	44
合計			166

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。賃貸資産は、賃貸物件毎にグルーピングを行っております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

3. 連結包括利益計算書における包括利益の金額 243 百万円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（以下、「当行」という。）は、銀行業務としてローン事業、有価証券での資金の運用及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、主に預金によって資金調達を行っております。

当行では金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

当行の一部の連結される子会社及び子法人等では、リース業務、クレジットカード業務及びベンチャーキャピタル業務を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、その他保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

社債は、一定の環境の下で当行が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないしは消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行が、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体の信用リスクの分散を図っております。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っております。評価は、新規与信実行時及び、実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。

自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。審査部門は、自己査定の集計結果等を経営に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、リスク管理部門が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営に報告しております。

当行では、行内格付制度を導入しております。行内格付制度は、個別債務者の信用度に応じて信用格付を付与し分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う際に利用しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価格が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行において、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及びリスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスク管理態勢の強化に努めております。

リスク管理部門は、市場リスク量を適切にコントロールするために市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益に与える影響等を試算しております。また、リスク管理部門は、市場リスクの状況について定期的に経営に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

当行において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」であります。

当行では、これらの金融資産、金融負債についてVaR(観測期間は1年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託は2ヶ月、外国証券、預金、貸出金、政策投資株式は6ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法)を用いて市場リスク量として把握・管理しております。

当行の市場リスク量(VaR)は、2025年3月31日現在、全体で394百万円となっております。預金及び貸出金等の金利リスクの影響を受ける金融商品(有価証券を除く)においては、当連結会計年度末現在で指標となる金利が上昇した場合には、全体で価値が高まるため、内部管理上ではリスク量を負の値として計測しております。

なお、有価証券評価損益が損失の場合、当該評価損をリスク量に加算せず、資本配賦時に配賦原資から予め控除しております。

有価証券のVaRについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度で市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスク及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクをいいます。

当行は、日々の資金の運用、調達の状況の適切な管理を行い安定的な資金繰りを達成するとともに、状況に応じた流動性準備や資金調達手段の方法を定めるなど、流動性の確保に十分配慮した運営を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券（※1）			
満期保有目的の債券	20,049	18,884	△1,164
その他有価証券	84,528	84,528	—
(2) 貸出金	959,503		
貸倒引当金（※2）	△24,629		
	934,873	929,831	△5,041
資産計	1,039,452	1,033,245	△6,206
(1) 預金	1,093,412	1,093,215	△196
(2) 譲渡性預金	2,820	2,819	△0
(3) 借入金	31,336	31,306	△29
負債計	1,127,568	1,127,342	△226

（※1）当連結会計年度の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）（※2）	1,347
組合出資金（※3）	847

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）当連結会計年度において、非上場株式について198百万円減損処理を行っております。

（※3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	85,591	—	—	—	—	—
有価証券	4,558	8,138	4,601	847	3,110	85,211
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	23,300
うち国債	—	—	—	—	—	23,300
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	4,558	8,138	4,601	847	3,110	61,911
うち国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	4,558	6,417	4,601	847	100	—
その他	—	1,720	—	—	3,010	61,911
貸出金	230,493	156,578	129,746	75,760	85,389	281,533
合 計	320,643	164,716	134,347	76,608	88,500	366,745

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	1,003,977	63,730	25,700	4	—	—
譲渡性預金	2,820	—	—	—	—	—
借入金	26,691	3,544	1,101	—	—	—
合 計	1,033,488	67,274	26,801	4	—	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—
社債	—	201	16,105	16,306
株式	832	—	—	832
その他	—	66,353	—	66,353
資産計	832	66,555	16,105	83,492

（※） 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は一百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,036百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、売却 及び償還 の純額	投資信託の 基準価額と その差額	投資信託の 基準価額と その差額	期末 残高	当期の損益に計上した うち連結貸借対照 表において評価損益 （※1）
	損益に計 上（※1）	その他の 包括利益 に計上 （※2）					
1,014	—	21	—	—	—	1,036	—

（※1） 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

（※2） 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	18,884	—	—	18,884
貸出金	—	—	929,831	929,831
資産計	18,884	—	929,831	948,716
預金	—	1,093,215	—	1,093,215
譲渡性預金	—	2,819	—	2,819
借入金	—	23,894	7,412	31,306
負債計	—	1,119,930	7,412	1,127,342

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関又は情報ベンダーから提示された価格などの公表された相場価格のうち、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、内部格付及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しています。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーなど第三者から入手した相場価格を利用しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

いずれの時価についても観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としています。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いているため、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算出しております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	割引率	$\Delta 0.06\%-0.77\%$	0.33%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2025年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済の純額	レベル3 の時価への振替	レベル3 の時価からの振替	期末 残高	当期の損益に計上した額のうち 連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益 (※1)
		損益に計上 (※1)	その他の包括利益に計上 (※2)					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	17,682	$\Delta 0$	$\Delta 173$	$\Delta 1,402$	-	-	16,105	-

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク統括部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って同一部門で時価を算定しております。算定された時価は、独立した市場金融部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期経理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、利用されている評価技法及びインプットの確認や月次推移分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットである割引率は、OISなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

有価証券に関する注記

連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 売買目的有価証券（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	国債	20,049	18,884	△1,164
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	20,049	18,884	△1,164
合計		20,049	18,884	△1,164

3. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	515	298	217
	債券	1,699	1,695	4
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,699	1,695	4
	その他	1,058	973	85
	小計	3,273	2,966	306
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	316	352	△36
	債券	14,607	14,830	△223
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	14,607	14,830	△223
	その他	66,331	76,918	△10,587
	小計	81,255	92,101	△10,846
合計		84,528	95,068	△10,539

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	327	63	18
債券	856	0	0
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	856	0	0
その他	18	—	0
合計	1,202	64	19

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
経常収益	22,496
うち役務取引等収益	3,580
預金・貸出業務	1,817
為替業務	743
証券関連業務	111
代理業務	49
保護預り・貸金庫業務	12
保証業務	63
投信窓販業務	185
保険窓販業務	471
その他	127

（注）役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たりの純資産額	50円 7 銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	0 円70銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。